令和６年度　第１回　身近な教育委員会

アフターコロナにおける学校生活のあり方

板橋区教育委員会事務局指導室

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する臨時休業

令和２年２月２７日

全国の小・中学校に対して臨時休業を要請

２月２８日

板橋区では、区立幼稚園、小・中学校の臨時休業を決定

これまでにない状況の中の最優先事項

子どもたちの安心・安全

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する臨時休業

【臨時休業当初】

○　各学校が各家庭で学習できる課題の指示
○　定期的に電話や家庭訪問等による心身の健康状況の把握
○　自宅で過ごすことが困難な子どもたちには、学校の支援体制

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する臨時休業

【臨時休業中】

当初の取組に加え

○　子どもたち向けに各学校が教科等の内容の動画を配信
○　日ごとの時間割を作成して、家庭での学習を実施
○　学習機会の確保のため、タブレット等の貸し出し
○　希望する子どもたちには限定的な学習の機会を提供

臨時休業明けの学校の対応

【緊急事態宣言下・蔓延防止等重点措置期間】
令和２年５月２５日　緊急事態宣言解除
令和２年６月　１日　段階的な教育活動の再開

○　分散登校での授業や時差登校

○　感染症対策を講じた授業や給食等、教育活動の実施

○　３密回避のため、宿泊行事、運動会等の行事は中止

子どもたちの学びを止めない

臨時休業明けの学校の対応

【緊急事態宣言下・蔓延防止等重点措置期間】
令和３年１月　感染症予防ガイドラインの改訂

○　内容や方法を工夫した行事等の実施

○　感染症の状況により校外学習も実施

行事等の教育活動については、改めて各行事等の目的を確認

行事の見直しが行われた

子どもたちの学びを止めない

発生初期	緊急事態宣言 まん延防止措置期間	アフターコロナ期
・週ごとの登校日設定 ・課題の提示と回収 ・日ごとの時間割を作成して、家庭での学習を実施 ・学習支援コンテンツの活用	・オンライン授業や授業動画配信の実施 ・分散登校での授業 ・時差登校 ・感染症対策を講じた授業実施	・通常授業 ・双方向型オンライン授業 ・デジタル教材・ツールを活用した探究的・協働的な学び ・個別最適な学び

生活様式の変遷

発生初期	緊急事態宣言 まん延防止措置期間	アフターコロナ期
・臨時休業 ・自宅待機 ・健康観察	・３密（密集・密接・密閉） ・手洗い等の手指消毒 ・マスク着用 ・消毒作業 ・身体的距離の確保 ・毎朝の健康観察 ・黙食	・対面式とオンライン化　（朝会・集会） ・ペーパーレス化 （配布物）

学校行事の変遷

発生初期	緊急事態宣言 まん延防止措置期間	アフターコロナ期
・卒業式、入学式参加者の制限及び実施場所の変更	・集合しての行事実施の見直し （中止・内容の縮小）	・通常再開
・運動会（中止）	・中止	・発表内容・参観方法・開催時間（午前開催）の変更
・移動教室（中止）	・中止、実施期間変更	・通常再開

コロナ禍で大切にした考え方

子どもたちの安心・安全を守る

子どもたちの学びを止めない

教育活動の目的の再確認

コロナ禍後の学校

- 双方向型オンライン授業
- デジタル教材・ツールを活用した探究的・協働的な学び
- 個別最適な学び

コロナ禍後の学校

- 対面式とオンライン化（朝会・集会）
- ペーパーレス化（配布物）

コロナ禍後の学校

○　本来の目的にあった行事の実施

○　教職員の働き方改革の推進
『子どもと向き合う時間の創出』

コロナ禍後の学校

子どもたちの安心・安全を守る
子どもたちの学びを止めない
教育活動の目的の再確認

未来へ つなげる

令和６年度　第１回　身近な教育委員会

アフターコロナにおける学校生活のあり方

板橋区教育委員会事務局指導室

令和６年度　第１回　身近な教育委員会

アフターコロナにおけるあいキッズ活動のあり方

板橋区教育委員会事務局地域教育力推進課

1　発生初期①（令和２年３月２日～３月31日）

令和２年３月３日から、区立学校の臨時休業が決定。あいキッズは**国・都の通知等の主旨（低学年は留守番が困難な状況）を踏まえ、開所することとし、**開所時間及び利用対象について以下のとおり決定。

- ３月２日
  運営時間：給食終了後～19時
  受入対象：きらきら１・２年、さんさんオレンジ、要支援児等
- ３月３日～３月31日
  運営時間：**８時**～19時
  受入対象：同上

三密を避け、利用児童の安全を最大限確保しつつ、可能な限り多くの児童を受入する苦渋の決断

⬇

きらきら３～６年及びさんさん一般登録児童の利用制限

1　発生初期②（令和２年４月１日～５月31日）

４月１日以降も学校の**臨時休業が継続**となった。あいキッズは、**受入対象の拡大**と合わせて、**子どもと家庭で過ごせる場合は利用自粛を要請。**また、**緊急事態宣言発令期間中（４月８日～５月25日）は、社会的機能を維持するための就業が必要な家庭や、ひとり親等で仕事を休めない場合以外は、あいキッズ利用を行わないよう要請**した。

- ４月１日～５月31日
  運営時間：８時～19時
  受入対象：きらきら１～**３年**、さんさんオレンジ、要支援児等

2　学校再開以降のあいキッズの受入対象及び運営時間

内容	学校の段階的再開 （令和２年６月１日 ～21日）	学校再開 （令和２年６月22日～）	さんさん一般受入再開 （令和３年７月26日～）
考え方	学校の段階的な再開により、学校の運営時間を踏まえ、あいキッズを運営。	受入対象をさらに拡大し、あいキッズの通常の運営時間に変更。なお、今後、緊急事態宣言が発令された場合は、国の通知等を踏まえ、対応を図る方針とした。	利用制限していた「さんさん一般」登録児童の受入を段階的に（学年・時間等を分けて）再開。
受入対象	きらきら１～３年 さんさんオレンジ 要支援児等	きらきら１年～６年 さんさんオレンジ	全児童
運営時間	● ６月１日～14日 一日運営 ● ６月15日～21日 午後運営	放課後　～　19時	

3　コロナ禍におけるあいキッズ運営の変遷

原則、各小学校での活動や感染症対策に準じて、あいキッズ活動を実施。

内容	発生初期	まん延防止措置期間 緊急事態宣言期間	アフターコロナ期
あいキッズでの過ごし方	距離を取って児童個別の遊び 学校生活リズムに合わせた活動 対面にならない 黙食の徹底		制限なく活動
感染防止対策	国の通知等に基づく感染症対策 （手洗い、アルコール消毒、換気等）	国の通知等や、区立学校の感染症予防ガイドラインに基づく対策 （手洗い、アルコール消毒、咳エチケット、マスク着用、こまめな換気、検温等）	手洗い等の手指衛生及び換気等の基本的な感染防止対策
イベント	中止		飲食を伴うイベント等を含め実施可

4　コロナ禍で大切にした考え方

◎感染防止対策を徹底した安心・安全な事業運営を継続

◎就労家庭等の児童の居場所の確保

5　アフターコロナのあいキッズ運営

◎コロナ禍以前に人気のあったイベントの再開
（おまつり、ドッジボール大会など）
◎オンラインによるイベントの継続
（英語の勉強など外部講師の活用）
◎対面・オンラインのハイブリッドの保護者会の実施

令和６年度　第１回　身近な教育委員会

アフターコロナにおける あいキッズ活動のあり方

板橋区教育委員会事務局地域教育力推進課